

## 平成 30 年 第 8 回農業委員会総会 議事録

日時：平成 30 年 8 月 10 日(火) 13：30～：15：40

場所：菊池市役所 2 階 204 号会議室

1. 招集者：菊池市農業委員会会長 丸山利明

2. 出欠状況：出席委員 19 名／19 名

3. 出席委員名簿

農業委員

1 番 工藤清子委員 2 番 永田孝子委員 3 番 歌丸研一委員 4 番 工藤真理子委員  
5 番 榎田實委員 6 番 緒方哲郎委員 7 番 永田正一郎委員 8 番 坂田貞志委員  
9 番 右田博昭委員 10 番 右田正臣委員 高山悦子委員 12 番 松永孝志委員 13 番  
緒方啓一委員 14 番 丸山利明委員 15 番 荒木孝子委員 16 番 水上義夫委員 17  
番 川口毅憲委員 18 番 守塚伸二委員 19 番 高木洋一委員

事務局職員

(本 庁) 坂本高秀、高野美由紀、望月睦美、城栄太郎、近藤孝雄

(七城分室) 小林政純

(旭志分室) 下川利治

(泗水分室) 角田公秀

4. 会議

開 会

【事務局長】

時間になりましたので全員ご起立をお願いします。「皆様、こんにちは」ご着席下さい。  
本日は議席番号 6 番緒方哲郎委員から 30 分ほど遅れるとの届出があつております。只今の出席者数は 18 名です。定足数に達しておりますので只今から平成 30 年第 8 回農業委員会を開催します。

本日の審議事項はお手元の議案書のとおりです。慎重にご審議賜りますようよろしくお願い致します。

それでは最初に丸山会長からご挨拶を頂きました後、議事録署名者の指名・又、議事の進行の方よろしくをお願いします。

(1) 会長挨拶

【会 長】

皆さんこんにちは。大変暑い日が続いて、農作物あたりにも若干、被害が出ていると聞いています。そのような中、本市の農業委員会でも農地パトロールを実施しておるわけですが私も 8 月 2 日に現地の調査をいたしました。その後若干一人で見回っていましたら 29 年度まで減反の対象ということで農政課あたりからの指導があつておつたよう

ですが、今回見てみますと栗畑辺りに竹とか、農地として戻らないというような栗園とかが相当荒れており、事務局にもきちっと知らせなければならないと思っております。非常に山間部においては耕作放棄地が日に日に増えておるわけです。何とか所有者さんあたりの意見を聞きながら農地として守っていけるのかそれとも、転用、あるいは非農地化にするのか深刻に受け止めて、私達農業委員も働きかけていかなければならないと思っておるところです。その様な中で本日の議案として提案しております1号から9号、報告案件3件、上程しております。慎重な審議をお願いいたしましてご挨拶いたします。それでは議事録署名人を指名いたします。菊池市農業委員会会議規則第18条に基づきまして、議席番号9番右田博昭委員、10番右田正臣委員を指名させていただきます。よろしく申し上げます。

## 5. 議案審議

### (1) 議案第1号 新規就農について

#### 【会 長】

本日の議案は、第1号から第9号までと、報告案件3件でございます。まず、議案第1号を上程いたしますので事務局より説明をお願いいたします。

#### 【事務局長】

議案第1号 新規就農についてでございます。

議案書の1頁をお願いします。新規就農にあたり別紙のとおり農業計画書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定いただくものでございます。今回の案件は1件です。2頁をお願いいたします。申請者の住所氏名、申請の理由、過去の農業従事状況、取得等予定候補地における事業計画、目標年次における経営面積、次3頁になりますが家族、農業用機械の保有状況等、作付け管理計画につきましては、議案書記載のとおりでございます。去る7月27日、丸山会長と担当農業委員永田正一郎委員さんと歌丸委員さん、担当農地利用最適化推進委員の田中推進委員さんと、藤本推進委員さん、事務局とで面談を行いましたので、その結果を踏まえまして、永田正一郎委員さんよりご意見をお願いいたします。

#### 【永田正一郎委員】

7番の永田です。事務局より説明がありましたように7月27日に個人面談を行いました。本人は現在建設業で活躍しておられまして、この申請理由に母方の実家が農業をやっておられ、それを手伝っているうちに自分も農業をやりたくなって現在の申請になりました。農業経験としては母方での実家の手伝い程度ではありますが、今後は農業のほうに就農して現在計画では柿になっていますが、今後田んぼや畑を取得して耕作して頑張りたいという意気込みでこのような申請になっております。計画ではかなりちょっと上手くいくような計画書ではありませんが、今後とも活躍なり期待したいと思っております。柿のほうは渋柿で、加工して出荷したい考えであります。よろしく申し上げます。

#### 【会 長】

ただ今、新規就農につきまして事務局、担当委員さんからの説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします  
はい。どうぞ

**【工藤真理子委員】**

4番の工藤です。先月も新規就農で頭をかしげるようなことがあったんですけど、永田さんが言われたように経営を見ても金額的に厳しいのと就労日数も120日ということならまだ、建設業をされるということですか。

**【永田正一郎委員】**

はい。そうだと思います。大体柿の収穫が秋ですので、その時は重点的に季節臨時雇いとかそういう人を雇って出荷するように計画ではなっております。

**【会 長】**

はい。1番の工藤清子委員どうぞ。

**【工藤清子委員】**

1番の工藤です。現在120日ですよ。収穫の時雇われるということですので計画と収入と建設業でお金を持ってらっしゃるから、大丈夫なんではなかね。建設業の方が主になるんじゃないかと思うんですけど。

**【会 長】**

面接の時に季節の雇用の人員明細がなかったので、一人で5反もするのは無理でその時に従業員あたりをもしも使われるんなら何人か入れておいた方がいいのではないですかという所まではお話をしましたが、この金額と雇用の日数に関しては事務局の方で受けておりますので事務局の方から説明をお願いします。

**【事務局】**

今、丸山会長がおっしゃられたようにあとで書いて頂いたんですけど金額については、すみません私が見逃しておりました。

**【工藤清子委員】**

それと一ついいですか。柿は植えてあるところを買われるんですよ。

**【会 長】**

はい。そうです。そのように聞いております。はいどうぞ、荒木委員。

**【荒木孝子委員】**

15番の荒木です。仕事をしながら就農されるとお話聞きましたけどこれ新規就農者の助成金は出ないわけですよ。これ農政課のことかもしれませんけど。どんなになるんですか、そのところ。

**【事務局】**

今の荒木委員のご質問ですけど、農業次世代の方はですね当然建設業をされながら今回始められると言うことですね。そちらの方は当然申請はされないと聞いております。ご本人さんが年齢みて頂くとまだお若いんですけども、面接の時にはお父さんも一緒に来られてですね。今後、建設業もどうなるかなかなか厳しい状況にもなってくるのも予想されるのでその為に、ちょっと少し農業を始めるということで今回たまたま植えてい

る柿がそのままですね、その土地が購入できるということですね。今回まず、柿の方からまず始めたいということでした。

【会 長】

他にはございませんか。

【事務局】

先程から、言っておりました赤字の数字的なやつはちょっともう申請を受付けておりますので、この場で修正は出来ません。計画書では赤字になってますおりますがこのままの計画書で審査を頂きたいと思います。宜しくお願いします。

【会 長】

再度、新規就農につきましてお尋ね等はございませんか。

はい どうぞ。

【高山悦子委員】

11番の高山です。私もこれ完全な赤字状態なのでご本人さんが建設業の収入を入れ込んで続けていきますとおっしゃる意欲があれば良いのかどうか分からないのですが。ここはどういう風に判断したら良いのでしょうか。私初めてで分からないのですがこの、赤字の状態で一般的に見てあまり続かないのではないのかなという状況で認める、認めないという判断がちょっとできないですけど。

【事務局】

今、おっしゃられた件ですけれども実際農業をされている方はご存知かと思われそうですが、まず始められる時は初期投資において、機械がなければ機械とか、資金とかそのようなものがようになります。今回の農業計画書はそこまで細かい所までを様式で求めていますので、単純に収入で純収益がいくらで経費的に雇用がかかりますと言った簡単な計画書になります。実際のところ雇用についても従業員を使ってやるということでしたので、実質的には会社の方から費用を出すということになろうかと思います。日数をご本人さんも5反の粟を収穫するのにどの程度かかるのか分からないところがありましたので、50人と25人の延べ75日と出ていますけれども、この辺も実際のところはこんなに要らないかもしれません。今回の計画は赤字になっていますけれどもこの後3条の方でも取得が出て参りますので一応メインはそちらの3条の取得要件で耕作できるかどうかそういったところで審議を頂きたいと思いますので、農業計画書についてはこのままでいかせて頂きたいと思います。

【会 長】

宜しいですか。

【高山悦子委員】

分からないのですが。たしかに日数がどれくらいかかるのかどうか分からないんですけど、分からないからこれでいいですというのをい出して、審議して下さいと言われてもとても困るんですね。例えば、もうちょっと現実的に柿を作ってらっしゃる方に聞いてこうこうこうという風に出されないと、これはこのまま行って下さいと、後で3条の問題が出てくる時にこれとそれは別に話す問題ではないと思うんですね。決して

反対するつもりはないんですよ。良くなる方にやって頂くことは良いけどこれを見てどうですかと言われて私達はこれしか見てないんですよ。ご本人にお会いもしてないし、その他の情報を全く知らなくてこれだけ出されてどうでしょうと言われてもなかなか意見は申し上げられないというところが。正直なところです。

【永田孝子委員】

日数も少ないですよ。就労日数。150日でもっていかんのに。120日じゃちょっとおかしいんじゃないですかね。目標が150日、もう少し多めに見積もっていかないと出来ないんじゃないんですかね。

【事務局】

今のご質問ですね、こちらは就労日数120日と上の150日の違いについては、まず120日というのは柿に実際にかかる作付・管理日数ですね。150日は草刈などを含めて書いております。

【永田孝子委員】

それが目標になっているでしょう。150日。現在も大体120日が柿にかかったけどやはり草取りなんかも含めて大体150日になってなきやいかんじゃないですかね。

【工藤清子委員】

120日の中に草刈が入っているんじゃないですか

【永田孝子委員】

そぎゃんしか見られんでしょ1月が15日と書いてあるから草刈とかのってると思いますよ。そして、10月、11月が収穫だと思いますよ。

【会 長】

計画書の面談のときには3番だけでの申請で、5番の季節臨時雇用日数あたりがなかったもんだけん、その時にはそれで本人さんには何も問題はないですよということと、一人で5反あたりの収穫は厳しいのでできれば季節の雇用を何人か見とったほうがいいですよと言っておりましたので、その後の支払い賃金と純収益を見ると全く赤字ということは一目瞭然ですので、なぜこのような数字が出たのか私も分かりません。

【荒木孝子委員】

現在植わっとる柿をしなはつとがこの最初の表でしょう。

【会 長】

そうです。

【荒木孝子委員】

で結局、さっき局長が言いなはつとごつ3条で畑ば買うごつなつとんなんですよ。だけん大きくしていきなはるつもりじゃあつとですよ、って言うことでしょう。3条の絡みがあるけん一応こしこでというところでしょう。

【事務局】

先程から計画書のこと出ていますのでこの件につきましてはうちの方でも直接本人さんにお時間頂いて担当の方からちょっと確認をしますので、本人さんと連絡をとれて修正ができれば、再度審査をお願いしたいと思います。今の状態では委員さんも納得

はされないと思いますのでそういうところで宜しいでしょうか。それか次回に回すか。

【荒木孝子委員】

でもやっぱり新規就農は認めてやらんと先さん進まんけんですね。

【事務局】

そういつて頂けるのであれば、連絡を取って確認させて頂くと言うところで宜しいですか。

【会 長】

そうしたら、新規就農については連絡を取り、連絡が取れたら後ほど審議をお願いしたいと思います。

## (2) 議案第2号 農地所有適格法人設立届について

【会 長】

次に議案第2号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局長】

議案第2号農地所有適格法人設立届についてです。

議案書4頁をお願いします。今回は2件あがっておりますけども農地所有適格法人につきましては、議案の説明の前に今パンフレットをお配りしていますのでこれに基づきまして、近藤相談員の方から簡単に要件等についてご説明をした後、議案の審議をお願いしたいと思います。

【近藤農地専門アドバイザー】

それでは皆さんの方にお配りしてある農業経営法人化しませんかというパンフレットを開けて下さい。開いて頂きますと右の方に農地所有適格法人になる為の要件が4つほどあげてあります。農業法人というのは、その真ん中のところにありますが一般的に総称して農業をやる法人を農業法人と言います。その中でも農地所有をできる法人が農地所有適格法人と言うことで、農地法の第2条の3項に規定されています。一般の法人は貸し借りはできますけど、所有権を持てる法人はこの4つの要件を満たさなければならぬということです。それじゃ、ご説明いたします。その要件の所、左上ですね。法人の形態要件というところがございまして形態としては5つあります。株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人です。農事組合法人というのは農家の方で形成される法人です。それからその下に議決権要件というのがございます。その構成員につきまして議決権はどのように規定があるかというのを図に示したものがありますのでご覧下さい。上の方に枠の上、農地の権利を提供した個人、農地を貸し借りした人とかですね。法人の農業常時従事者それから基幹的な農作業を委託した人とかズラズラとありまして農協もございます。地方公共団体、市町村もございます。そういう方々、農業関係者とひっくるめているんですけど、その法人を運営していくにあたって議決権をそういう方々が全体の1/2超ということで50%越えていかなきゃならないとちょうど50%ではいけません、越えてなきゃいけない。ようはですね運営意見を農業の方々が握

る法人でなきゃいけないということです。その下に制限なしという枠がありますね。ここは農業関係者以外の方が議決権の 1/2 未満です。簡単にいえばその 49%に絞られるところは誰でも入れます。この枠の中には入れるということです。それから右の方にいきますと事業要件ですね、農地所有適格法人を主たる事業が農業であることが必要です。ということでそこに売上高が関係してきます。売上高の過半であることですね、そこに図がございますが売上高の過半、ようは農業関連事業ですね。農産物の製造、加工、販売とかですね。そういうことがここでも過半でなければならない。農地所有適格法人といってもですね機械なども持っておられますので、その他の事業もやれるが売上高の過半はここに書いてあるようなことでなきゃいけないということです。それから法人の場合、役員がいらっしゃいますね。役員要件があります。①でございますように、農地所有適格法人の役員の過半のものが法人の農業に常時従事する、150 日以上従事する、構成員であること。例えば取締役という役員が 3 人いらっしゃるとそのうちの 2 人がこの要件を満たさなきゃいけないということです。それからもう一つですね。2 番のところは役員または重要な使用人につきまして下にある※がありまして、現場の監督者ですね農場長などの責任を要する人が 1 名以上いる、それが要件になっています。この要件を満たさないことには農地の所有をできないということです。これから見て、審査して頂きますが、真ん中のところの表を見て頂きますと農地所有適格法人と一般法人ということで比較してあります。所有適格法人のところには上の欄ですね、取得できる権利の欄のところには所有権というのが入っております。一般法人の場合は右の方にいきますと所有権がございません。貸し借りはできます。その他、色んな要件についてそこに整理してあります。法人を設立する際にはそこの一番下に参考として株式会社の手順ということで書いてありますが、法人は法人で設立するという手続きがいります。左から設立の事前打ち合わせからずっといってですね、法人ですから定款を作らなきゃいけない、定款の認証ということで公証人役場に行かなければならないし、最終的には登記完了、法務局での登記事項証明書の交付などこれは法人としての設立の手続き、右の方農地法に基づいたちゃんと農地を取得できる法人の要件を満たすかどうかということになっています。参考までに裏を見て頂けますか。法人にした場合のメリット、義務とか負担というの裏に整理してありますので後でご覧頂ければと思います。簡単ですが、以上でございます。

### 【事務局長】

今の説明に基づきまして今回の議案の案件に入りたいと思います。今回さきほども申しましたように案件は 2 件です。

1 件目です。5 頁から 7 頁をお願いします。設立届出書の 1. 法人の概要から 7 頁の 5. 農地法第 2 条第 3 項第 4 号関係は議案書記載のとおりです。申請法人については、定款等の記載内容から農地法第 2 条第 3 項各号の法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を全て満たしていると考えられます。法人の所在地より議席番号 13 番の緒方啓一委員さんよりご意見をお願いします。

**【緒方啓一委員】**

13番の緒方です。この方は龍門地区でただ一人養豚経営をやっている方でございます。年が書いてありませんが40歳です。奥さんも養豚の生産、販売を手がけて頑張っておられますが豚舎も現在も一基新しく建てておられます。秋口には大型のコンバインで米の収穫を地元で頼まれて大分収穫をしておられるような方です。若手でございますので、私も今農業の法人化の話を書き聞きましたが、夢をもって頑張っておられます。地区ではリーダー的な存在です。

**【事務局】**

それでは、続けて2件目でございます。15号から17号をお願いします。設立届出書の1. 法人の概要から5. 農地法第2条第3項第4号関係は届出書記載のとおりです。また、18号から23号に申請法人の定款を添付しておりますのでご覧ください。申請法人については、これらの記載内容から農地法第2条第3項の法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を全て満たしていると考えられます。法人の所在地より議席番号8番の坂田委員さんよりご意見ををお願いします。

**【坂田貞志委員】**

8番の坂田です。申出者はですね、同じ地区の酪農家で平成12年に今の新しいフリーストールの牛舎に移転し地域のリーダーとして頑張ってもらってます。昨年の春には息子さんも就農し、その息子さんも今年の秋には結婚も控えています。見ての通り売り上げも年々あがっており多いときには100頭の搾乳をしておられるようです。ですからこの案件に関しては何も問題ないと思います。お願いします。

**【会 長】**

農地所有適格法人設立届出につきまして、事務局、担当委員さんの説明は終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねご意見等ございましたらお受けします。どうぞ。

**【高山悦子委員】**

11番の高山です。ウッドランドの関係者の3人の方のご関係はわかりますか。

**【坂田貞志委員】**

妻のお父さんと、申出人のおじさんだと思います。

**【会 長】**

宜しいですか。

**【高山悦子委員】**

はい。

**【会 長】**

他にはございませんか。意見もないようですので農地所有適格法人設立届けにつきまして承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

**【会 長】**

はい。それでは、農地所有適格法人設立の届け出に付しまして承認することに決定い



たします。

(3) 議案第3号 あっせん登録申出について

【会 長】

次に議案第3号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局長】

議案第3号あっせん登録申出についてです。

議案書の24頁をお願いします。農地移動適正化あっせん事業に基づく「あっせん譲受候補者名簿」に登録のため、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会のご意見の決定をお願いするものです。今回の案件は、1件でございます。25頁に登録申出書を添付しております。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては議案書記載のとおりです。このたび、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転のためあっせん登録を申出されたものです。担当委員の議席番号3番の歌丸委員より。ご意見をお願いします。

【歌丸研一委員】

3番の歌丸です。この方は牛の繁殖と水稻を作付けされている専門農家です。お住まいは山鹿市ですがあっせん希望地に牛舎があり息子さんと農業をされております。皆様のご審議宜しくをお願いします。

【会 長】

只今、あっせん登録申出につきまして事務局、担当委員さんからの説明がございましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

～意見なし～

意見もないようですので、「あっせん登録」につきまして、承認することにご異議ございませんか。

～異議なしと発言～

【会 長】

それでは、「あっせん登録」につきまして承認することに決定いたします。新規就農の連絡がとれたということですので事務局より説明をお願いします。

【事務局】

先程の新規就農の件です。前々からご家族で赤字になるかも知れないかという話はあったみたいです。お父様、お母様、と弟さんのほうで収穫、草刈等の手伝いをされるといふこと雇用の費用はなくなるという形になりました。

【会 長】

家族でされる人数あたりは分かりましたか。

【事務局】

はい。ご家族はみなさんで3人いらっしゃいまして、先程ご説明しましたようにそれ

それぞれ皆さん 100 日で従事されるとのことでした。

【会 長】

只今事務局より補足説明がございましたが、この件につきまして何かお尋ね等がございましたがお受けいたします。

【工藤清子委員】

季節臨時雇いが全部なくなるということでしょうか。

【事務局】

はい。そのとおりです。

【会 長】

意見もないようですので、承認することにご異議ございませんか。

～異議なしと発言～

はい。それでは新規就農として承認することに決定いたします。

(4) 議案第 4 号 農地法第 3 条許可申請についてです。

【会 長】

次に議案第 4 号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局長】

議案第 4 号農地法第 3 条許可申請についてです。

議案書の 26 頁をお願いします。農地法第 3 条第 1 項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上、許可相当のものについては許可指令書を交付するものです。案件は、所有権移転 10 件、賃貸借権設定 3 件、使用貸借権設定 5 件です。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしく願います。

【会 長】

それでは、所有権移転の 1 番・2 番につきましては関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

【事務局】

説明に入る前に今月の全ての案件は農地法第 3 条第 2 項に該当しないので、許可要件を全て満たしていると考えられます。

1 番・2 番です。譲渡し人、譲り受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載のとおりです。

【会 長】

1 番と 2 番につきまして、担当委員さんの意見を願います。

【高木洋一委員】

19 番の高木です。1 番・2 番の申請人は同じ地区に住んでおられ、それぞれきちんと耕作もされております。お互い納得されておりますので、なんら問題ないと思います。ご審議を宜しく願います。

【会 長】

次に3番をお願いいたします。

【事務局】

3番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載の通りです。

【会 長】

3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【緒方啓一委員】

13番の緒方です。譲渡し人、譲受け人は兄貴さんと弟の関係です。譲渡し人、兄貴さんは公務員であって退職後は現在シルバー人材にしておられます。田んぼは親から譲ってもらったものの農家はやらないということで弟の方に譲られたということでございます。問題はないと思います。宜しくお願いします。

【会 長】

次に4番から6番につきましては関連しておりますので一括して説明をお願いいたします。

【事務局】

4番、5番、6番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載のとおりです。

【会 長】

4番から6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【歌丸研一委員】

3番の歌丸です。譲受け人さんの要望で、4番、5番、6番の譲渡し人さんと話しがまとまりました。譲受け人さんは新規就農者でもあり意欲もあります。申請した土地では柿を栽培する予定です。何ら問題無いと思います。よろしく申し上げます。

【会 長】

次に7番につきまして説明をお願いいたします。

【事務局】

譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【守塚伸二委員】

18番の守塚です。譲受け人さんと現地を確認したところ何ら問題無く、審議の方よろしく申し上げます。

【会 長】

次に8番をお願いいたします。

【事務局】

譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載のとおりです。

【会 長】

8番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【水上義夫委員】

16番の水上です。譲渡し人が高齢の為と譲受け人の田んぼがとんと横なので譲受け人に言って売買になった次第です。何ら問題無いと思います。よろしく審議のほどお願いいたします。

【会 長】

次に9番をお願いいたします。

【事務局】

譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載のとおりです。

【会 長】

9番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【右田正臣委員】

10番の右田です。本案件の位置は泗水町田島地内で合志川下流の佐野橋から約500mぐらいのところにある圃場整備がされている農地の一角です。該当地番の土地は、40年ぐらい前に譲渡し人と譲受け人の間で実質交換がされているが名義変更がされていない土地で、その後換地で第三者への名義変更ができないため、使用貸借の権利が設定されています。該当地番の隣接2筆は譲受け人の名義で、現況は3筆で一面の農地となっております。税法上は第三者への贈与となりますが、贈与は親族のみに限られたものではありませんし、贈与税においては基礎控除110万円まで非課税であることを、税務署へ確認されております。譲渡し人、譲受け人ともに、いつ換地前のどこの地番の土地を交換したかは不確かですが、交換したことはしっかりと記憶されており、登記簿と現状の不一致を是正するために今回申請しているところとなっております。また譲受け人さんと奥さんは高齢で農業に従事されていますが、臨時で2名の雇用をしております。譲受け人さんには後継者はいませんが、将来的には泗水在住の臨時の雇用甥2名に中間管理機構を通した貸借等を考えております。皆様の審議をお願いします。

【会 長】

次に10番をお願いいたします。

【事務局】

譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につ

いてはそれぞれ、議案書記載のとおりです。

【会 長】

10 番につきまして、担当委員さんの意見を願ひいたします。

【右田正臣委員】

10 番の右田です。本案件は田島工業団地の北 500m ぐらいのところにある圃場です。譲渡し人と譲受け人は、お互いに近いところにあるということで換えて作付けされていましたが、このたびお互いに交換することになりました。譲渡し人は熊本市の方で熊本市の農業委員会に申請することになっております。皆様方のご審議宜しく願ひします。

【会 長】

次に賃貸借権設定の 1 番・2 番については関連しておりますので、一括で説明を願ひいたします。

【事務局】

27 頁を願ひします。1 番・2 番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載のとおりです。

【会 長】

1 番と 2 番につきまして、担当委員さんの意見を願ひいたします。

【緒方啓一委員】

13 番の緒方です。貸付人の 1 番・2 番は 1 番は親さんで 2 番は息子さんの名前になっております。借受け人は最近、栗栽培に一生懸命でありましてこの農地も栗がすでに植えられております。親父さんが高齢のために息子さんも勤めておられますのでこの借受け人に経営を任されて貸付されるものでございます。張り切っておられるのでなかなか管理が行き届いておりますので荒地にならず喜んでおられるところです。審議宜しく願ひします。

【会 長】

次に 3 番を願ひいたします。

【事務局】

3 番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載のとおりです。

【会 長】

3 番につきまして、担当委員さんの意見を願ひいたします。

【水上義夫委員】

16 番の水上です。貸付け人と借受け人は同じ地域の方で借受け人は野菜を専門にされておられて、にんにく等を作るのに面積があるので借られたということでした。何ら問題は無いと思いますのでよろしく願ひします。

【会 長】

次に使用貸借権設定の1番について説明をお願いします。

【事務局】

貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載のとおりです。

【会 長】

1番については、私の担当ですので説明いたします。14番の丸山です。貸付人、借受人は親子関係です。農業者年金経営移譲に伴う再設定ですので何ら問題ないと思われまますのでご審議のほどよろしくをお願いします。

【会 長】

次に2番をお願いいたします。

【事務局】

貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載のとおりです。

【会 長】

2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【緒方啓一委員】

13番の緒方です。貸付人、借受人さんは親子でございまして農業者年金の経営移譲による年金受給の為の再設定でございしますので何ら問題は無いと思います。よろしくをお願いします。

【会 長】

次に3番をお願いいたします。

【事務局】

貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載のとおりです。

【会 長】

3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【緒方啓一委員】

13番の緒方です。貸付人もさっきの小木に土地がある方でございますが借受け人は先程の栗を栽培されている方で、ここは畑でちょっと荒れておりましたが栗を新しく植えるということで相談がまとまっております。以上でございます。

【会 長】

次に4番をお願いいたします。

【事務局】

4番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載のとおりです。

【会 長】

4 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【緒方哲郎委員】

6 番の緒方です。貸付人、借受人は親子関係でございます。借受人の方は JA 菊池の役職をされている方ですけれども奥さんが中心になって田のほうの管理はされていますし、ご本人さんも朝早くからとか土日に関しましては仕事をされています。土地等はきちっと整備されています。農業者年金受給の為の再設定です。ご審議方よろしくお願ひします。

【会 長】

次に 5 番をお願いいたします。

【事務局】

5 番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載のとおりです。

【会 長】

5 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【榎田實委員】

5 番の榎田です。貸付人、借受人の方は親子関係です。農業者年金受給の為の再設定ですので何ら問題ないと思います。宜しくお願ひします。借受人の方は、今回経営移譲年金を受給されるために設定をするものでございます。何ら問題はございません。ご審議のほどよろしくお願ひします。

【会 長】

ただいま農地法第 3 条の許可申請につきまして、事務局と各担当委員さんからの説明がございましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。はい、どうぞ。

【工藤清子委員】

1 番の工藤です。29 頁の 9 番と 10 番の件ですが、交換と言うことで相手がいらっしゃるということですよ。10 番が熊本市内の方なんですけど泗水の方が近いかなと思います。ちょっとここら辺詳しく説明してください。宜しくお願ひします。

【右田正臣委員】

譲受人さんの土地が泗水の田島地区、熊本市内のすぐそばにあるんです。譲渡人さんがか亀甲、亀甲と言っても分からないと思いますが、亀甲というところであってお互い近いところにあるので交換されて今まで作付けされてたんです。それがこの度急に交換しようとしてとまって名義を変えてしまおうということ。相手の土地を自分のにして自分の土地を相手にして所有権を変えてしまうということです。

【会 長】

宜しいですか。

【事務局】

それはですね。両方とも植木の方なんですけども一つの土地が植木にあって一つの土地が泗水にあってお互い借りた状態、相手の土地を借りているお互いにですね。実際に交換して借りている。ずっと借りとんなくてこの際、今回、所有権を移して自分が借りているところを自分のものにしようとお互いについていうところです。

【永田孝子委員】

名義を変えるわけね。

【事務局】

そうです。所有権上は別の方の名義なのでお互いに交換して所有権移転するということです。

【会 長】

宜しいですか。他にはございませんか。意見もないようですので3条の許可申請につきまして承認することにご異議ございませんか

～意見無し～

～異議なしの発言～

それでは、許可することに決定いたします。

(4) 議案第5号 農地法第4条許可申請について

【会 長】

次に、議案第5号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局長】

議案第5号 農地法第4条許可申請についてです。

36頁をお願いします。農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上委員会のご意見を決定いただくものです。今回案件は、2件です。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくをお願いします。

【会 長】

それでは1番について、説明をお願いします。

【事務局】

43ページをご覧ください。1番です。申請人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地です。位置図につきましては、スクリーンをご覧ください。

【会 長】

1番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

【永田孝子委員】

2番の永田です。今回の案件の申請地は、菊池ふれあい公園横にある菊池赤水線が通っています。この道を東の方へ約200mくらい進みますと右手には河原郵便局がありま



す。そこから100mくらい程進んだ右手に位置します。現地調査を8月6日に丸山会長、事務局、申請人さん、行政書士の川上さん、城推進委員さんと私で立会いました。今回の申請は駐車場になっています。現在、近隣に住んでられる娘さんの所有地に今まで車を駐車しておられましたが、この度、娘さんが新築をする計画ができ、駐車場確保が急務になりました。申請地は、申請人の所有地の隣接であり駐車場として最適なので選定されました。計画概要は議案書のとおりでございます。給排水計画は駐車場の為に給水は不要でございます。生活雑排水汚水は発生しません。雨水は自然浸透を基本とし一ヶ所に地下浸透枡を設けられます。また、大掛かりな造成はしませんので迷惑がかからないよう十分配慮されます。隣接する農地は所有地農地の為影響はないと考えられます。駐車場は碎石を敷かれるそうです。このようなことから転用はいた仕方ないかなと思います。皆様方のご審議宜しく申し上げます。

**【会 長】**

次に2番をお願いします。

**【事務局】**

2番です。申請人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。農地区分につきましては農用地区域にある農業用施設用地に用途区分されている農地です。位置図につきましては前のスクリーンをご覧ください。

**【会 長】**

2番につきまして担当委員さんの意見を申し上げます。

**【川口毅憲委員】**

17番の川口です。申請地は、泗水支所の近くに合志川が流れていますがその合志川の橋から県道原・植木線を東へ大体2,500m、県道原植木線沿いの有限会社塚本工業所から大体南へ500m位のところにあります。申請されている方は、酪農を営まれていて家畜排泄物の処理の方法として堆肥舎の建設をして適正な処理をする為の転用となります。給水はありません。生活雑排水も発生しません。堆肥舎には屋根も付きますので汚水も発生しませんし、雨水は自然地下浸透となっております。近くの農地への日照、通風、耕作の影響もなく特に問題はございませんが、近隣の農地の同意も一応とってございます。そのような点からも問題はないと思われませんが皆様のご審議を宜しく申し上げます。

**【会 長】**

ただいま農地法第4条の許可申請につきまして、事務局と各担当委員さんからの説明がございましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

～意見無し～

意見もないようですので、承認し許可相当の意見を付して県知事に進達することに、ご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは、許可相当の意見を付して県知事に進達することに決定します。

(5) 議案第6号 農地法第5条許可申請について

【会 長】

次に、議案第6号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局長】

議案第6号農地法第5条許可申請についてです。

38頁をお願いします。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上委員会のご意見を決定いただくものです。今回案件は、所有権移転4件、使用貸借権設定1件、地上権設定1件です。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくをお願いします。

【会 長】

それでは所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

【事務局】

39ページをご覧ください。所有権移転1番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地となります。位置図については、前のスクリーンをご覧ください。

【会 長】

1番につきまして担当委員さんの意見ををお願いします。

【水上義夫委員】

16番の水上です。申請地は、原・植木線の県道沿いのとんと横で、譲受け人と譲渡し人は隣人で、譲受け人が農業倉庫を作りたいということで隣人の譲渡し人に申し込んで譲ってもらったということです。大体工務店を譲受け人さんはやっておられますが、農業もやっておられ農業用機械等の置場が手狭になった為、申請地に新しく農業用倉庫と資材置き場を建てたいということで申請をあげられましたので審議のほどを宜しくをお願いします。

【会 長】

次に2番をお願いします。

【事務局】

2番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては、2種類以上の埋設管のある道路の沿道区域内で概ね500m

以内に菊池農業高校と富の原保育園のある第3種農地となります。位置図については、前のスクリーンをご覧ください。

**【会 長】**

2番につきまして担当委員さんの意見を申し上げます。

**【右田博昭委員】**

9番の右田です。申請地は、菊池農高から東へ100m、菊池農高農場園芸施設の道向かいになります。周辺は工業団地や住宅街に囲まれた第3種農地です。譲渡し人と譲受け人さんは親子です。譲り受け人は貸し店舗用地の経営を計画しており譲渡し人さんも今回の計画に同意され5条転用での申請になりました。計画概要は転用面積1,726㎡で店舗、駐車場18台、他は転回スペースになります。給排水は市の施設の利用を考慮されます。資金計画は工事費としては借り受け側の全額負担ということで、周囲の状況から見ても転用することに問題ないと思います皆さん方のご審議方よろしく申し上げます

**【会 長】**

それでは所有権移転の3番について、説明をお願いします。

**【事務局】**

所有権移転の3番の説明に入る前に番号3番の農地区分につきましてこちら農地区分が2種と記載してありますが、こちらは3種となります。申し訳ありません。修正の程宜しく申し上げます。説明に移ります。所有権移転の番号3番です

譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては、2種類以上の埋設管がある道路の沿道区域内で概ね500m以内に郷胃腸内科クリニックと泗水中学校がある第3種農地です。位置図につきましては前のスクリーンをご覧ください。

**【会 長】**

3番につきまして担当委員さんの意見を申し上げます。

**【川口毅憲委員】**

17番の川口です。申請地につきましては、今の説明のとおりですが泗水支所から南東へ約400mくらいの地点のところになります。3区画の建売住宅建築が予定されております。東側が道路、西、南、北が住宅地という現状になっております。給水は公共の上水道、生活雑排水は公共の下水道に接続して雨水は地下浸透及び溜枡に集水し、ろ過後に道路側側溝に放流します。近くへの農地への影響はありません。隣接土地所有者の同意書も特に必要ありませんが境界立会いのときに説明をされるということです。問題はないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

**【会 長】**

次に4番をお願いします。

**【事務局】**

4番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては、概ね500m以内に菊池市役所泗水支所がある第2種農地となります。位置図の資料については、前のほうに位置図が出ておりますのでご覧下さい。

**【会 長】**

4番につきまして担当委員さんの意見を申し上げます。

**【川口毅憲委員】**

17番の川口です。今の前の3番かな、地区地点から東へ約400mの地点に本案件の場所がございます。該当地を分筆して住宅建築が予定されておまして譲渡人と譲受け人は親族ということになります。隣接しているのは西側のみ農地ということです。給水は公共上水道、生活雑排水は公共下水道、雨水は地下浸透及び溜枡から市道排水路へ排水する計画となっておりますし、近隣に農地というのは特段ございませんので特に問題ないと思います。ご審議をよろしく申し上げます。

**【会 長】**

次に、使用貸借権設定の1番について説明をお願いします。

**【事務局】**

40ページをご覧ください。賃貸借権設定1番です。貸付人、借受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては、2種類以上の埋設管のある道路の沿道区域内で概ね500m以内に菊之池小学校、菊之池保育園がある第3種農地です。位置図については、前のスクリーンをご覧ください。

**【会 長】**

1番につきまして担当委員さんの意見を申し上げます。

**【緒方哲郎委員】**

6番の緒方です。8月6日に現地調査を行ないました。申請地は、主要地方道植木インター菊池線そこにコメリ、ケーズデンキ等ございますが、隈府方面からそちらの方へ行ってコメリがあってケーズデンキがあって、しばらく行くと信号がある交差点があります。左折すると菊之池小学校へ行く交差点ですがその信号がある交差点を左に曲がって10m位行ったところの細長い所が申請地になります。転用目的はラーメン店を開業したいということでございました。貸付人と借受け人は義理の親子関係です。息子さんのお嫁さんになる方が借受け人になるという申請です。ご夫婦揃って食べ歩きが大好きということで将来的にこのラーメン店を開店するのが夢であったということでの今回の申請になりました。申請地は、現在は農機具等を入れてある小屋が建っておりますがその小屋を壊して基礎部分をその店舗に利用し、他の部分に関しては11台の駐車スペースを作るということでございました。申請者は将来的には義理のお父さん、お母さん

の世話も含めて営業に支障をきたさない様に時間的な面で自宅からすぐ行き来できる位置、自宅は道路を挟んですぐ隣にあるという事からこの土地を申請されたということでございます。またこの申請地を義理のお父さんから無償にて借用できる機会を得たということでもございました。給排水計画につきましては、給水は菊池市の上水道を利用し、生活雑排水は市の下水道を利用します。雨水、排水処理に関しましては、浸透枘を設置し、オーバーフロー分については既存の水路、道路側にありますがそこに放流するという事で排水同意も取っております。造成中の被害防除、完成後の被害防除対策としましては、周辺農地に迷惑がかからないよう十分配慮し、万一被害が生じた場合は速やかに対処し責任を持って解決するという事。周辺農地への配慮は恒久的に視野に入れて対応するものということでもございます。隣接農地の同意書も添付されておりますし、3種農地であるということから転用やむなしと考えられます。ご審議方よろしくお願いたします。

**【会 長】**

次に、地上権設定の1番について説明をお願いします。

**【事務局】**

41 ページをご覧ください。地上権設定1番です。地上権を設定するもの、地上権の設定を受ける者、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。農地区分については、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地になっています。位置図については、前のスクリーンをご覧ください。

**【会 長】**

地上権設定の1番は私の担当ですので意見を述べたいと思います。14番の丸山です。国道387号線を菊池溪谷に向かって行きますと、水の駅というレジャー施設がございます。その近くに菊池川第2発電所、その前が申請地です。申請理由としましては、近くの原野を45haほど開発されまして太陽光を設置するという計画で、その太陽光を売電するために菊池川第2発電所の変電所に接続したいということで今回の申請がなされております。農地としては隣接する農地もございませんし何ら問題ないと思っております。ただ太陽光パネルと同時進行ということで変電所もその中の一つの許可を得なければ前に進まないということですので今回申請があがっております。申請地につきましては生活雑排水等はありません。雨水につきましては自然浸透、許可を得て工事が完了した時には外部が侵入しないように外壁を設けるということでもございます。先程申しましたように農地としては、10年以上作っていない状況ですので致し方ないと思っております。どうか皆さんの審議を宜しくお願いたします。

**【会 長】**

農地法第5条の許可申請につきまして、事務局と各担当委員さんからの説明がございましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

～意見無し～

意見もないようですので、承認し許可相当の意見を付して県知事に進達することに、ご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは、許可相当の意見を付して県知事に進達することに決定します。

(6) 議案第7号 農用地利用集積計画（案）について

【会 長】

次に議案第7号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局長】

議案第7号 農用地利用集積計画（案）についてです。

43頁をお願いします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積計画案につきまして、菊池市長から意見を求められましたので、ご審議の上、委員会のご意見を決定頂くものです。

詳細につきましては、担当より、総括表の説明の後、順次、ご説明しますので、ご審議の程、よろしくをお願いします。

【会長】

それでは。全体の説明が終わりましたので所有権移転の1番について説明をお願いします。

【事務局】

43頁をご覧ください。農用地利用集積計画総括表（案）です。今月の利用権設定は賃貸借権が19件、使用貸借権が4件、所有権移転が7件となっております。

それでは、所有権移転各筆明細の説明にまいります。議案書45ページをご覧ください。

1番です。地目が宅地となっております。この件についてまずご説明したいと思います。基盤法で行なう利用権設定等促進事業の対象となる土地は農地、採草放牧地以外にまず一つが畜舎、農産物集出荷施設や堆舎などの農業用施設用地、それから二つ目が開発して農用地または農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地として、山林とか原野とかがありますけれどもそれのですね、今回1番が農業用施設用地ということですね。1番が牛舎ということで農業用施設に該当しますので基盤法の対象となります。

それでは1番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については議案書記載のとおりです。

【会 長】

1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

【高木洋一委員】

19番の高木でございます。所有権の移転を受ける方は繁殖牛をされており認定新規就農者として頑張っておられます。今回の農地取得により飼料の作付け面積が増え経営

規模の拡大、所得の向上及び経営安定が図られますので今回の申請は適切かと考えられます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

【会 長】

次に2番をお願いします。

【事務局】

2番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

【会 長】

2番について、担当委員さんの意見ををお願いします。

【高木洋一委員】

19番の高木です。この方は親さんの肥育経営とは別に、新規就農で繁殖経営を木庭の方でされておられまして今回農地の取得をされます。親子一生懸命されておりますので何ら問題ないと思います。ご審議をよろしくお願いいたします。

【会 長】

次に3番をお願いします。

【事務局】

3番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については議案書記載のとおりです。

【会 長】

3番について、担当委員さんの意見ををお願いします。

【永田正一郎委員】

7番の永田です。所有権の移転をする方と受けられる方は親戚関係です。所有権を受ける方は養豚業をされており、お互いの合意で所有権移転となりました。よろしくお願いいたします。

【会 長】

次に4番をお願いいたします。

【事務局】

4番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については議案書記載のとおりです。

【会 長】

4番につきまして、担当委員さんの意見ををお願いします。

【歌丸研一委員】

3番の歌丸です。所有権を移転する方は高齢で農地の処分を考えられていたところで隣接して牛舎を運営されている所有権の移転を受ける方と話がまとまりました。所有権の移転を受ける方は牛の繁殖と水稻を栽培されており後継者もおります。何ら問題ないと思います皆様のご審議よろしくお願いいたします。

**【会 長】**

次に5番をお願いいたします。

**【事務局】**

46頁をご覧ください。5番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については議案書記載のとおりです。

**【会 長】**

5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**【荒木孝子委員】**

15番の荒木です。申請地は6月の総会にあがった土地の隣にありまして、所有権の移転を受ける人も同じ方です。所有権を移転する人は長崎に住んでおられますので今度、移転を受ける方が小作をしておられました。そこで話がまとまったようです。移転を受ける方は認定農家でもあり後継者もおります。米とか花の栽培をされており何も問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

**【会 長】**

次に6番をお願いいたします。

**【事務局】**

6番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については議案書記載のとおりです。

**【会 長】**

6番について、担当委員さんの意見をお願いします。

**【工藤真理子委員】**

4番の工藤です。所有権の移転をされる方と受ける方はおじと甥の間柄です。所有権の移転を受ける方は熊本市にお住まいのおじさんの田畑を永年に渡り小作されてきました。認定農業者でもあり酪農を営まれていますので何も問題無いと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

**【会 長】**

次に7番をお願いします。

**【事務局】**

7番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については議案書記載のとおりです。

**【会 長】**

7番について、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**【川口毅憲委員】**

17番の川口です。申請地は合志川の福本橋から東へ50m、それから南東へ250mくらいのところにあります。土地の利用目的は飼料作物を予定されております。所有権の移転をする方が非農家であり受ける方が認定農家でありますので特に問題ないと思いま



す。皆様のご審議をお願いします。

【会 長】

次に52㊦使用貸借権の2番をお願いいたします。

【事務局】

52㊦をお願いします。2番です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地目、面積については議案書記載のとおりです。この案件は七城町新古閑の田3筆3,185㎡を使用貸借権設定して農業用施設へ転用される案件です。

【会 長】

2番について、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【榎田實委員】

5番の榎田です。今回の申請地は、七城支所より東へ1kの県道旭志鹿本線に接したところに牛舎がございます。申請者は、父親の代から畜産農家で現在は自宅の隣で繁殖牛30頭ほどを飼育されております。長男も就農され大型機械の導入で機械倉庫及び飼料倉庫が必要となり申請されました。雨水の排水は暗渠排水を設置し排水路へ流されます。また付近の農業への影響は無いと思われませんが、問題が発生した場合は早急に対応されます。以上のことから何も問題無いと思います。審議よろしくをお願いします。

【会 長】

今回の計画は、只今説明がありました所有権移転7件、使用貸借権設定1件、そのほか賃貸借権設定19件、使用貸借権設定3件でございます。しばらく時間をとりますのでご確認いただきたいと思っております。

【会 長】

議案の確認をしていただいたと思っております。この件に関しまして何かご意見、お尋ねがありましたらお受けいたします。はいどうぞ。

【高山悦子委員】

11番の高山です。これは全く形式的なものですが、45㊦の所有権を移転する土地の新規更新の別の欄ですが、利用権の場合新規・更新の別があると思っておりますが、所有権移転の場合は新規と更新と何か違ってくることがあるのでしょうか。基本的にはみんな新規なのかなと思うんですけど。

【事務局】

はい。更新というのはありません。

【会 長】

他にございませんか。

～意見無し～

意見もないようですので、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは、原案のとおり承認することに決定します。

(8) 議案第8号 あっせん申出について

【会 長】

次に、議案第8号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

【事務局長】

53頁をお願いします。議案第8号 あっせん申出についてです。

農地移動適正化あっせん事業に基づく「あっせんの申し出」が別紙のとおりありましたので、ご審議のうえ、その可否を決定し次のとおりあっせん委員を指名するものです。

今回の案件は、借受け1件です。

54頁をご覧ください。借受け申出者の住所・氏名、希望農地の所在地につきましては、記載のとおりです。畑3反から5反をご希望です。

あっせん委員につきましては農業委員1名と農地利用最適化推進委員1名を指名させていただいておりますが、今回希望地が広範囲に渡っております。今回の場合は借受け申出者の住所地から代表として、議席番号17番の川口副会長と末田農地利用最適化推進委員をお願いしたいと考えております。ただしあとの各希望の地域の委員さんにつきましてもご協力のほどお願いします。以上ご審議方よろしくをお願いします。

【会 長】

あっせん申出について、事務局からの説明がございましたがこの件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

【川口 毅憲委員】

これは何か条件はないのですか。

【事務局】

一応、申込みの時はそこまで条件は言われなかったということです。

【会 長】

他にはございませんか。

～意見無し～

意見もないようですので、承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは「あっせん申出」につきましては承認し、あっせん委員には只今事務局から提案がありましたように、申出人の住所地から川口副会長と推進委員の末田委員をそれぞれ指名することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

只今ご承認をいただきましたとおり、あっせん委員として指名することに決定いたします。

(9) 議案第9号 非農地について

【会 長】

次に議案第9号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局長】

55 号をお願いします。農地・非農地の判断について審議のうえ委員会の意見を決定するものです。案件は1件です。詳細につきましては、担当より説明しますのでご審議の程よろしくをお願いします。

**【事務局】**

説明に入ります前に 56 号と 57 号が入れ替わっている議案書があると思います。申し訳ございません。位置図が 57 号になります。56 号をご覧ください。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、所有者、現地確認日、現地確認農業委員につきましては、記載のとおりとなります。

**【会 長】**

次に担当委員さんの意見をお願いします。

**【高木洋一委員】**

19 番の高木です。先月 26 日に私と角田推進委員と事務局で現地を確認しました。場所は、東迫間の Y ショップから 500m ほど北にありまして、基盤整備からも離れたところにあります。現況も隣接農地から 3～4 m ほど高い土手があり、畑全体も法面のような状態で今後農地として管理することが難しいと思われ非農地とすることもやむを得ないと思われませんが皆様のご審議よろしくをお願いします。

**【会 長】**

議案第 9 号につきまして事務局、担当委員さんからの説明が終わりましたが、この権に関して何かご意見、お尋ね等ありましたらお受けいたします。

～意見なし～

意見も無いようですので、非農地については承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは非農地については承認することに決定いたします。

(10) 報告案件について

**【会 長】**

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いします。

**【事務局長】**

報告案件でございます。58 号をお願いします。今回は土地改良届けと合意解約について、あっせんの取下げ 3 件です。まず第 1 号「土地改良届け」ですけれども 59 号をお願いします。今回は 1 件です。届け者の住所・氏名・①土地の表示・②土地改良の理由・③事業内容・経費等については議案書のとおりです。

第 2 号「合意解約」について

60 号から 61 号をお願いします。農地法第 18 条の規定による合意解約の通知があったものです。今回は全部で 10 件となっています。

地目ごとの面積は、田が 8 筆で 11,314 m<sup>2</sup>、畑 4 筆 12,389 m<sup>2</sup>です。尚、詳細については議案書記載のとおりです。

第3号「あっせん取下書」について

62頁をお願いします。今回は1件です。平成30年3月26日付けであっせん申出があった案件について取下げがっております。詳細については議案書記載のとおりです。以上、報告案件の説明とさせていただきます。

【会 長】

只今、事務局より報告案件について説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けします。はい、どうぞ。

【永田 正一郎委員】

7番の永田ですが。あっせん取り下げ書が出ていますがその人はあっせん申し出書が出ていますが場所か何か変わったということですか。

【事務局】

はい。今、永田委員さんのご質問ですけれども。先程の申し出者の方と一緒に。ここはですね3月26日付けで出た時は、原の高冷の野菜を作りたいので高地の方をあっせんしてくれということで出されておりましたけれども、もうそちらは辞めて平坦地をお願いしたいということで今回、原の方は取り下げるとのことです。

【会 長】

宜しいですか。他にはございませんか。

意見等もないようですので、以上のとおり「報告」とさせていただきます。

本日議案は全て終わりましたが、その他で何かご意見お尋ねやご意見等がありましたらお受けします。

【会 長】

意見もないようですので、それでは委員の皆さんご起立をお願いします。これをもって第8回農業委員会を閉会します。ご苦労様でした。

平成30年8月10日

菊池市農業委員会会議規則第18条の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩